

鳥取県若者定住等による集落活性化総合対策事業実施要領

第1 趣 旨

この要領は、鳥取県若者定住等による集落活性化総合対策事業費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第21条の規定に基づき、事業の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

第2 目 的

中山間地域における集落の過疎化の進行に歯止めをかけ、将来に向けてその解消を図るため、小規模高齢化集落等が住民主導により取り組む集落再生、地域活性化に向けた市町が必要と認めた取組に対し支援することを目的とする。

第3 事業内容

本事業に係る補助金の対象事業は以下のとおりとする。

(1) 地域プラン策定支援事業

地域の現状や課題、将来に向かって取り組む事業内容を示した集落の計画書を策定するために必要となる経費について支援する。

(2) 移住者直接支援事業

ア 移住者生活支援

小規模高齢化集落等に新たに居住する世帯（以下「移住者」という。）に対して、その者が行う地域活性化の取組に対して奨励金を支払う。

イ 住宅取得等支援

移住者に対して、住宅取得等に係る経費について支援する。

ウ 地域活性化活動支援

移住者に対して、地域活性化活動に要する経費を支援する。

エ 出産支援

移住者が出産した際に、祝金を支払う。

オ 通学支援

移住者及び既に小規模高齢化集落等に居住する者が、県内の高等学校への通学に要する経費を支援する。

カ 奨学金返済支援

移住者に対して、奨学金返済に係る費用について支援する。

(3) 地域維持活動・地域活性化支援事業

県補助金等で定められた地域の維持活動や集落の活性化に向けた取組に係る経費について支援する。

第4 事業実施主体

(1) 市町、小規模高齢化集落等、小規模高齢化集落等を含む周辺地区、県補助金等で規定される者及び移住者。

(2) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団又は暴力団員の統制の下にある団体は対象としない。

第5 事業実施条件

(1) 地域プランの策定

本要領第3の(2)から(3)に規定する事業を実施する場合は、次に掲げる条件を全て満たすことを要する。

ア 地域プランを策定すること。なお、地域プランの策定にあたっては、本事業（地域プラン策定支援事業）の活用は条件としない。

イ 地域プランの様式は任意とするが、別表に示す内容は必ず記載することとする。ただし、地域プランに類するものが既にある場合、別表に示す必要事項を追記したもので差し支えないものとする。

ウ 地域プランは、可能な限り該当地域住民全員の意思を反映したものとする。

エ 地域プランの策定範囲は、小規模高齢化集落等、又は小規模高齢化集落等を含む地域（小規模高齢化集落等を含む広域的な地域組織の範囲）とする。

オ 市町は、地域プランの策定が終了した場合は、速やかに承認申請書（様式第1号）及び

事業実施計画書（様式第2号）を知事に提出し、承認を受けること。なお、県は、地域プランに記載内容に疑義等がある場合は、意見を附することができる。

カ 地域プランに変更が生じた場合は、オの規定を準用する。

(2) 移住者直接支援事業

対象事業のうち、本要領第3の(2)に規定する移住者直接支援事業を実施する場合、前号に規定する条件のほか、要綱別表に記載の適用要件を満たすこと。

(3) 地域維持活動・地域活性化支援事業

①対象事業のうち、本要領第3の(3)に規定する地域維持活動・地域活性化支援事業を実施する場合、第1号に規定する条件のほか、次に掲げる条件を全て満たすこと。

ア 交付を受けようとする県の補助金等（以下「県補助金等」という。）に規定される交付要件を満たすものであること。

イ 小規模高齢化集落等を含む周辺地区を対象として事業を実施する場合、小規模高齢化集落等に対して受益が及ぶ事業であること。

②適用可能な事業、県補助率の嵩上げの可否にあたっては、個別に協議の上決定するものとする。

(4) その他

①本事業の実施にあたっては、本要領第3の(2)に規定する移住者直接支援事業の全部又は一部と、本要領第3の(3)に規定する地域維持活動・地域活性化支援事業を必ず実施すること。

②本事業は、地域プランの策定時以降（本要領第5の(1)オに規定する地域プランの承認を要しない。）に実施する事業を対象とする。

第6 事業実施手続き

(1) 本事業の実施手続きは原則次に掲げるとおりとする。

ア 事業実施主体は、要綱第7条第1項に係る申請書（以下「申請書」という）（要綱様式第1号）を作成し、当該実施地を管轄する市町長に提出するものとする。

イ 市町長は、アにより提出された申請書を適当と認めるときは、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号）第5条に係る申請書（規則様式第1号）を作成し、アの申請書とともに知事に提出するものとする。

ウ 知事は、申請の内容が適当と認めるときは、市町長に交付決定通知（要綱様式第2号）を行うものとする。

(2) 第3(3)で定める地域維持活動・地域活性化支援事業を行う場合は、ア及びイで定める書類のほか、県補助金等の交付申請書類一式の写し、交付決定通知書の写し、及び知事から承認を受けた地域プランをそれぞれ添付し、12月10日までに知事に提出すること。

第7 過疎債の充当

(1) 過疎債充当事業は、次の事業のうち、過疎地域自立促進市町村計画に定める事業とする。

ア 第3(1)で定める地域プラン策定支援事業

イ 第3(2)で定める移住者直接支援事業のアからカまでの事業

(2) 過疎債充当事業の実施にあたっては、以下の手続きを満たすこと。

ア 市町は、実施年度の12月10日までに、様式第3号により算定額、過疎計画書及び起債計画書を提出するものとする。ただし、算定額等に変更が生じた場合には、市町は様式第3号により速やかに知事に対して報告しなければならない。

イ 市町は、各年度の過疎債充当事業が終了した場合は、事業実施の翌年度5月末日までに交付申請書一式、財務事務所が発行する財政融資資金貸付通知書、及び過疎債充当事業の確定額が記載された資料を添えて交付申請を行わなければならない。

ウ 知事は、申請の内容が適当と認めるときは、市町長に交付決定通知（要綱様式第2号）を行うものとする。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

1 この要領は、平成27年4月1日から施行する。

2 平成26年度までに策定された地域プランに基づき実施される事業については、なお従前の例によることとする。

別 表

記載を要する事項	取組の合言葉（キャッチフレーズ）
	人口及び高齢化率
	地域の現状、課題及び目指す将来像
	組織の体制
	移住者の受入の意向
	事業実施計画書（別添）

文 書 番 号
年 月 日

鳥取県知事 様

市 町 長

〇〇年度鳥取県若者定住等による集落活性化総合対策事業に係る地域プランの承認
について（申請）

鳥取県若者定住等による集落活性化総合対策事業実施要領第5（1）オの規定により、地域プラン
を添えて申請します。

鳥取県知事 様

市 町 長

〇〇年度鳥取県若者定住等による集落活性化総合対策事業（変更）報告書（過疎債）

鳥取県若者定住等による集落活性化総合対策事業実施要領第7（2）アの規定により下記のとおり報告します。

記

1 算定額

（単位：千円）

地区名	事業費	うち対象経費（A）	算定額（ $A \times 0.2$ ）
合 計			

2 関係書類

- （1）過疎計画書（該当箇所の写し）
- （2）起債計画書（該当箇所の写し）

様式第2号（第5関係）

鳥取県若者定住等による集落活性化総合対策事業に係る事業実施計画書

1 事業実施集落等の名称・概要

2 事業計画の内容

事業区分 (1～3の別)	事業名	事業の内容	事業実施予定期間

※事業区分：番号を記載（1 移住者直接支援事業、2 移住者間接支援事業、3 地域維持活動・地域活性化支援事業）

※事業名：事業の名称を記載。不明の場合はA、B、C・・・とすること。

※個々の事業毎に記載すること。

3 経費の負担区分

(単位：千円)

事業名	過疎債適用の有無 (○、×)	実施年度	事業費	経費の負担区分（見込み）				摘要（積算内訳）
				県費	市町費	その他	合計 (補助対象経費)	

4 添付資料

- ・地域プラン、事業の概要の分かるものを添えて提出すること